

令和8年度土産品開発・販路開拓支援事業委託業務仕様書

1 委託業務名

令和8年度土産品開発・販路開拓支援事業

2 目的

備前県民局管内（※1）及び備中県民局管内（※2）の中小ものづくり企業・団体等（以下、事業者）に対し、顧客の趣向を踏まえた商品開発・ブラッシュアップのノウハウや、効果的なPR手法を習得する機会の提供と、県産品販売の主要拠点における店舗での販売やECサイトでの販売等の機会を創出することにより、各県民局管内事業者の販路開拓を図る。

また、備中県民局管内事業者について、2027年に開催される「森の芸術祭 晴れの国・岡山2027（以下、森の芸術祭）」のコンセプトやテーマに沿った商品開発・ブラッシュアップの機会を創出する。

（※1「備前県民局管内」：岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町）

（※2「備中県民局管内」：倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町）

3 業務内容

（1）参加事業者の募集及び選定【業務①】

ア 募集チラシの作成

- 商品開発のノウハウや効果的なPR手法の習得等の支援から、ECサイトや県産品販売の主要拠点等での販売支援までを一貫して行うプログラムであることを明記し、必要書類や、申込先などの申込方法をわかりやすく記載したチラシを作成すること。
- 募集するコースは、備前県民局は店舗販売コースの1コース、備中県民局は店舗販売コース及び商品検証コースの2コースとすること。

イ 事業説明会の実施

- 申込期間内に、申込済または、検討中の企業等に対し、本事業の内容を伝える事業説明会を実施すること。説明会はオンラインでの開催も可とする。

ウ 参加事業者の募集・申込受付の実施

- 申込受付開始後、参加希望事業者からの申込みに関する問い合わせの対応、申込事業者への受付連絡、申込事業者のリスト作成等に関する一切の業務を行うこと。
- 申込状況を適宜各県民局へ情報共有すること。

エ 参加事業者の決定及び通知の実施

① 備前県民局

- 申込事業者の中から参加事業者を5者程度選定すること。選定に当たっては備前県民局と協議の上実施する。
- 参加事業者決定後、申込事業者全員に対して書面により結果通知を行うこと。

② 備中県民局

- ・申込事業者の中から参加事業者を店舗販売コース 5 者程度、商品検証コース 10 者程度それぞれ選定すること。選定に当たっては備中県民局と協議の上実施する。
- ・店舗販売コースについて、2027 年に開催される森の芸術祭を見据え、当該イベントを目的に来訪する観光客を意識した土産品開発に取り組む事業者を選定すること。
- ・参加事業者決定後、申込事業者全員に対して書面により結果通知を行うこと。

(2) 商品開発支援【業務②】

ア 商品開発セミナーの実施

- ・市場の動向、ブランディング、デザインによる課題解決の手法について、そのノウハウを提供できる内容とし、商品開発・ブラッシュアップに着手するまでに 1 回程度実施すること。
- ・対象は店舗販売コース及び商品検証コースの参加事業者とし、両県民局及び両コース合同での開催を可とする。

イ 個別企業支援

店舗販売コースに対し商品開発・ブラッシュアップ支援を実施すること。

① 専門家による支援

- ・市場を意識した売れる商品づくりを目的とした商品のブラッシュアップ、リブランディング等について、参加事業者の実情に合った専門家（両県民局共通で 2 名以上）による、個社ごとのアドバイス及び商品開発等の進捗確認を 1 者あたり 3 回程度実施すること。

② 伴走支援

- ・上記「① 専門家による支援」を基に実施する商品開発を円滑に進めるため、デザイナー等のアドバイザーを選定し、参加事業者とアドバイザーが二人三脚で商品開発を実施できる体制を構築すること。アドバイザーは参加事業者ごとに選定すること。

ウ 商品検証支援（備中県民局）

商品検証コースに対し、商品価値向上に関する知見の獲得及び消費者ニーズの把握を目的とした支援を実施すること。

① 商品検証イベントの開催

a 実施場所

- ・アイビースクエア（地酒 B A R i n 備中と同時開催予定）
- ・地酒 B A R i n 備中の開催について、現時点では未確定であり、その開催状況により本イベントの実施内容（日時、場所等）が変更となる可能性がある。変更が生じた際は、備中県民局と協議のうえ、実施内容を決定すること。

b 実施期間

- ・9月12日(土)・13日(日)

c イベントスペース

- ・売り場の特性やトレンド、来場者を意識したイベントスペースを企画設計すること。
- ・商品等の便益やストーリー性を考慮した装飾デザインとすること。

- ・来客者の特性・動線を意識したものとする。
- ・その他の売り場スペースとのゾーニングに配慮し、来場者が遠方からでも目に留まるよう工夫すること。
- ・イベントスペース内で使用する備品などは委託限度額内にすべて含めるものとする。

d ポスターの作成、掲示

- ・販売促進に係るポスターを作成・掲示すること。

e アンケートの実施及び集計、フォローアップ

- ・商品検証を目的として、来場者及び購入者を対象としたアンケートを実施すること。
- ・アンケート内容については、商品改良・ブラッシュアップの参考となるよう、味・価格・購入意向等を把握できる設問を考案すること。
- ・アンケートの回収率向上に努めること。
- ・回収したアンケートについては集計・分析を行い、その結果を踏まえ、参加事業者に対するフォローアップを実施すること。

② 進捗報告の実施

- ・商品開発・ブラッシュアップの状況を把握するため、事業期間中に1回程度、進捗報告を実施すること。

③ アドバイザーによる専門的助言の実施

- ・上記「イ 個別企業支援」の「② 伴走支援」により選定されたアドバイザーによる、ブランディング及びデザインの観点から課題解決に資する実践的なノウハウ習得のための助言を1回程度実施すること。

(3) 販路開拓支援【業務③】

ア 店舗販売（備前県民局、備中県民局各5者程度）

① 実店舗でのテスト販売

a 実施場所

- ・県産品販売の主要拠点（JR岡山駅構内等）

b 実施期間

- ・1ヵ月程度

c 販売スペース

- ・売り場の特性やトレンド、来場者を意識した販売スペースを企画設計すること。
- ・商品等の便益やストーリー性を考慮した装飾デザインとすること。
- ・来客者の特性・動線を意識したものとする。
- ・通常の売り場スペースとのゾーニングに配慮し、来場者が遠方からでも目に留まるよう工夫すること。
- ・販売スペース内で使用する備品及び必要な工事費・使用料、ごみ処理費などは委託限度額内にすべて含めるものとする。

d ポスターの作成、掲示

- ・販売促進に係るポスターを作成・掲示すること。

② ECサイトでのテスト販売

- ・地域産品を取り扱う EC サイトで参加事業者の商品販売を実施し、参加事業者の魅力を PRするとともに、掲載終了までの間、運営、掲載、保守及び管理すること。
- ③ バイヤーとの商談会（商品検証コース対象可）
 - ・契約期間中、小売・ショッピングセンター・百貨店・ホテル等のバイヤーを 3 社程度招聘し商談会を実施すること。

イ 商品検証コース（備中県民局 10 者程度／各県民局店舗販売コース対象可）

商品開発又はブラッシュアップした商品等の販路開拓を目的として、消費者に直接商品を販売する機会を提供する支援を実施すること。

- 実施場所
 - ・大阪市内のイベントスペース等
- 実施期間
 - ・土日を含む 2 日以上
- 販売スペース
 - ・売り場の特性やトレンド、来場者を意識した販売スペースを企画設計すること。
 - ・商品等の便益やストーリー性を考慮した装飾デザインとすること。
 - ・来客者の特性・動線を意識したものとする。
 - ・通常の売り場スペースとのゾーニングに配慮し、来場者が遠方からでも目に留まるよう工夫すること。
 - ・販売スペース内で使用する備品及び必要な工事費・使用料、ごみ処理費などは委託限度額内にすべて含めるものとする。
- ポスターの作成、掲示
 - ・販売促進に係るポスターを作成・掲示すること。

（４）PR の実施

【業務②】のウ及び【業務③】に係る広報・PR についてはプレスリリースや SNS、WEB 等を効果的に活用し、積極的な情報発信に努めること。

（５）効果測定・参加事業者のフォローアップ

参加事業者に対して、販売結果に加え、販売スタッフやバイヤー等の声をフィードバックするなど、今後の商品開発・販路開拓に資する情報を提供すること。

4 実施体制等

実施に当たっては、本業務の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、事業内容を総合的に判断でき、かつ、作業進行を適切に処理できる責任者を置くこと。

また、各県民局と綿密な連携を図りながら、業務が円滑に遂行できる体制をとること。

5 委託業務の条件等

受託者は、本業務の実施に当たって、次の条件を遵守すること。なお、受託者がこれ

に反した場合、備前県民局長及び備中県民局長は委託契約額の一部又は全部を返還させることができるものとする。

- (1) 業務を実施するに当たり、第三者が権利を保有する素材（タレント等の著名人、キャラクター、音楽等）の活用も可とする。その際には、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、利用料、スケジュール調整、交通手段の確保等、その他付随する業務全般を実施すること。
- (2) 受託者は、原則として、業務を一括して第三者に委託することはできない。ただし、事業を効率的に行う上で必要と認めるときは、あらかじめ各県民局の承諾を得た上で、その一部を再委託することができるものとする。

6 委託予定期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）までの間とする。

7 委託限度額

15,461,000円（消費税及び地方消費税を含む）

このうち、各県民局がそれぞれ以下の金額を負担するものとする。

- (1) 備前県民局 7,174,000円
- (2) 備中県民局 8,287,000円

8 実績報告書等の提出

- (1) 委託業務が完了したときは、速やかに業務実績報告書（様式任意）を作成し、報告しなければならない。
- (2) 委託事業に係る会計関係帳簿等を整備し、委託業務完了後5年間保存すること。

9 秘密保持

- (1) 各県民局は、提出された提案書等について、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しないこととする。
- (2) 本業務に関して、受託者が県民局から受領又は閲覧した資料等は、各県民局の了解なく公表又は使用してはならないこととする。
- (3) 本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、個人情報の保護については、十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。

10 その他

- (1) 本業務の成果は各県民局に帰属する。
- (2) 各県民局は、受託者に対し、必要に応じ業務の状況について報告を求めることができるものとする。
- (3) 提案に当たっては、実現可能性のあるものとする。ただし、必ずしも提案の内容どおりに実施するとは限らない。実施内容に当たっては、各県民局と協議し決定するものとする。
- (4) 実施スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、各県民局の承認を得るこ

と。

- (5) 本業務の実施に伴い第三者との間に発生したトラブルに対しては、責任を持って対処すること。
- (6) 本仕様書に明記されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、各県民局との協議により進めるものとする。